

神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画

自然とともに生きる
～想定を越える降雨に備えて～

(本 編) (案)

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

はじめに

【改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成24年4月1日に施行された総合治水条例にもとづき、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への雨水の流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢水した場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

神戸（表六甲河川）地域では、昭和13年7月の阪神大水害を契機に、河川下水道対策を計画的かつ着実に取り組んできた結果、現在の河川や下水道は高い水準の治水安全度を有しています。

しかしながら、全国的に見ると、平成25年7月に山口県で1時間降水量143ミリ、平成29年7月九州北部豪雨では筑後川右岸流域において12時間で600ミリ、令和元年東日本台風では神奈川県箱根において4日間で1000ミリの降水量を記録するなど、地球温暖化等の気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨災害による被害がもたらされており、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、更なる「総合治水」の推進が求められています。

表六甲河川では、平成27年3月に「神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画」を策定し、計画に基づく取り組みを進めてきました。この度、計画策定から10年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、総合治水をより一層推進するべく計画を全面改定します。

本計画は、「躍動する兵庫」の実現に向け、県が策定した「ひょうごビジョン2050」に描く「活動を支える確かな基盤」の一環として総合治水を推進するための計画です。

神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画

【目 次】

1. 計画地域の概要	1
1.1 計画地域の概要	1
1.2 総合治水を推進していく上での課題	3
2. 総合治水の基本的な目標に関する事項	5
2.1 基本目標	5
2.2 計画期間	5
3. 総合治水の推進に関する基本的な方針	6
3.1 全般	6
3.2 河川下水道対策	7
3.3 流域対策	7
3.4 減災対策	8
4. 河川下水道対策	9
4.1 河川対策	10
4.2 下水道対策	12
5. 流域対策	13
5.1 調整池の設置及び保全	14
5.2 土地等の雨水貯留浸透機能	15
5.3 貯水施設の雨水貯留容量の確保	18
5.4 森林の整備及び保全	19
6. 減災対策	21
6.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握	22
6.2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	23
6.3 浸水による被害の軽減に関する学習	25
6.4 浸水による被害の軽減のための体制の整備	27
6.5 訓練の実施	29
6.6 建物等の耐水機能	30
7. 環境の保全と創造への配慮	32
7.1 河川環境の保全	32
7.2 水量・水質の保全	32
7.3 参画と協働による川づくり	33
7.4 森林環境の保全	33
7.5 グリーンインフラの取り組み	33
8. その他総合治水を推進するにあたって必要な事項	34
8.1 総合治水の普及・啓発	34
8.2 県民・関係機関との相互の連携	34
8.3 土砂災害、高潮、津波対策との連携	34
8.4 財源の確保	34
8.5 推進計画のフォローアップと見直し	35

1. 計画地域の概要

1.1 計画地域の概要

神戸（表六甲河川）地域は神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区及び垂水区の全域、北区※及び西区※の一部からなる総面積は約 196 km²、表 1.1.1 の20水系54河川が流れるエリアである。

神戸（表六甲河川）地域は、海岸線より2~4kmの位置に山が迫っており、山から海にかけては最大1/20程度の勾配の「すべり台的地形」を形成している。そのため、神戸（表六甲河川）地域の河川は、外国と比べて急勾配である日本の川の中でも、特に急流河川となっており、洪水時には短時間で急激な水位上昇がみられる特徴がある。

また、六甲山麓には、長年の間に六甲山地から河川によって運び出された土砂や石が形成した扇状地が広がっており、狭い扇状地の上に、高度に発展した市街地が形成されている。

図 1.1.1 に対象地域図を示す。

※北区は生田川水系、新湊川水系、妙法寺川水系の流域界、西区は福田川水系、芦屋市は住吉川水系の流域界までとする。

表 1.1.1 対象地域

水系名	所在地	備考
たかはしがわ 高橋川水系	東灘区	二級河川
てんじょうがわ 天上川水系	東灘区	
すみよしがわ 住吉川水系	東灘区、灘区、芦屋市	
にしうそがわ 西瀬川水系	東灘区	
てんじんがわ 天神川水系	東灘区	
いし や がわ 石屋川水系	東灘区、灘区	
たか は がわ 高羽川水系	東灘区、灘区	
とが がわ 都賀川水系	灘区	
さいごうがわ 西郷川水系	灘区、中央区	
にしたにがわ 西谷川水系	中央区	
いくたがわ 生田川水系	灘区、中央区、北区	
こいかわ 鯉川水系	中央区	
うじがわ 宇治川水系	中央区、兵庫区	
しんみなどがわ 新湊川水系	長田区、兵庫区、北区	
みょうほうじがわ 妙法寺川水系	長田区、須磨区、北区	
ちもりがわ 千森川水系	須磨区	
いち たにがわ 一ノ谷川水系	須磨区	
しお や たにがわ 塩屋谷川水系	須磨区、垂水区	
ふくだがわ 福田川水系	須磨区、垂水区、西区	
やまだがわ 山田川水系	垂水区	
その他、海域へ直接放流される地域		埋立地も含む

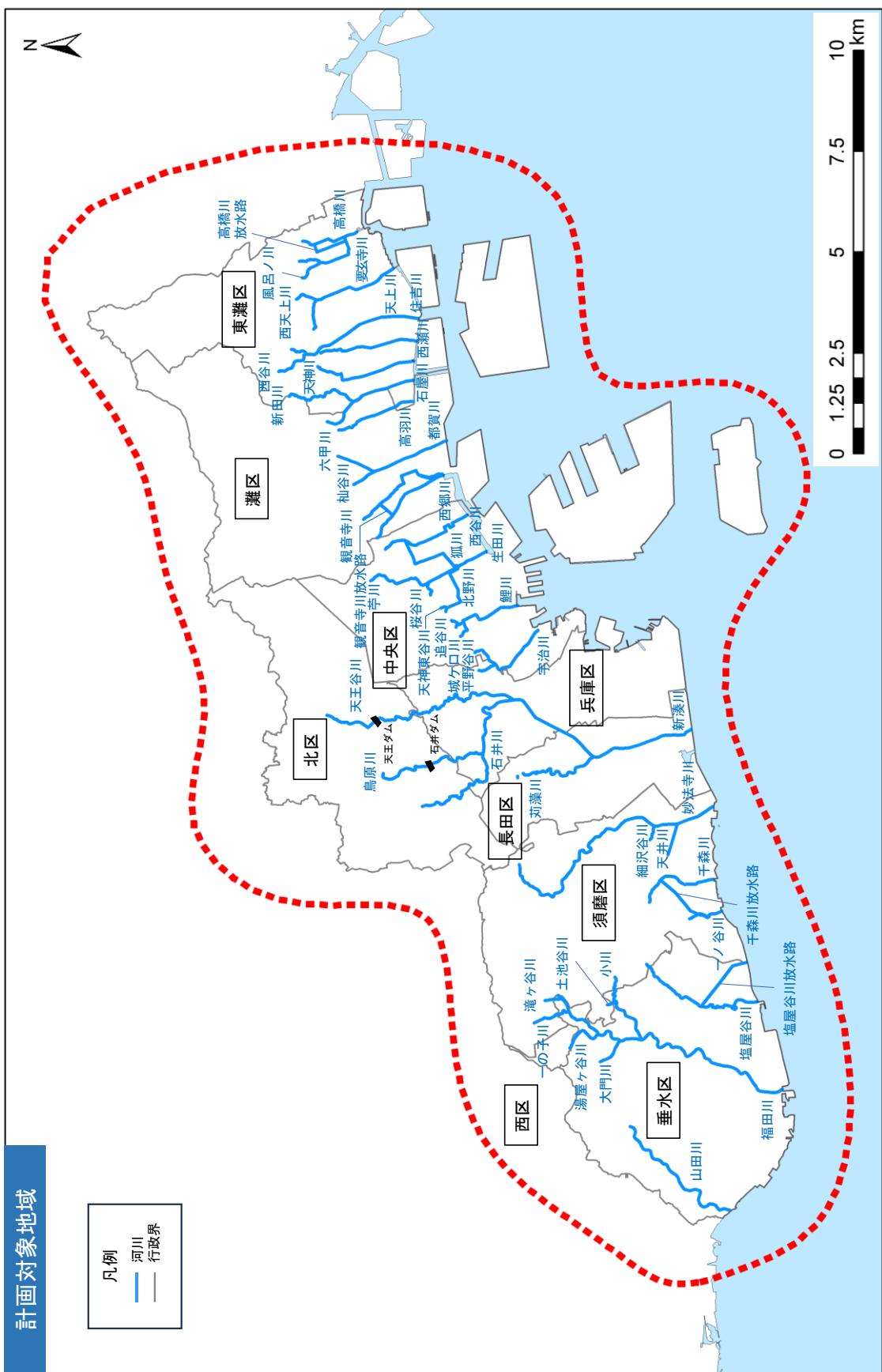


図 1.1.1 神戸（表六甲河川）地域図

1.2 総合治水を推進していく上での課題

1) 全般

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、最大日降水量の増加が予想されており、水災害の頻発化・激甚化などの事象を想定し、さらなる総合治水対策の推進が必要である。

2) 河川対策

本地域では、昭和13年7月、昭和36年6月、昭和42年7月等の大規模災害を契機に、河川整備を進めてきた結果、住吉川などで整備目標を達成し、表六甲河川地域全体では比較的高い治水安全度を有している。

しかし、未だ河川整備計画で定めた整備目標に達していない河川もあり、治水対策を計画的に実施し引き続き着実な河川整備を進めるとともに、上流部の改修が下流部の安全度低下に繋がらないよう上下流のバランスを保ちつつ進める必要がある。

加えて、河川整備計画で定められた河川改修事業の事業効果が得られるには、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要するとともに、整備の完了した河川管理施設等についても、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕や更新が必要である。

3) 下水道対策

神戸市では、10年に1回程度の確率で発生する（10年確率）降雨に対して浸水が生じないことを目標に、「再度災害防止」の観点から過去の浸水被害が大きい地区（重点地区）を優先的に進めてきた結果、重点地区では浸水対策の効果が出ている状態にある。

しかしながら、近年、各地で豪雨や台風による甚大な災害が発生している。加えて、地球温暖化に伴う気候変動により、将来、さらなる降雨量の増加や台風の強度が強まることが予測され、これまで以上に浸水リスクが高まっている。

そのため、今後はこれまでの「再度災害防止」に加え、「事前防災・減災」「選択と集中」の観点も加え下水道対策を進めていく必要がある。

4) 流域対策

これまで流域対策については、浸水被害が発生している地区等を中心に、流域内の公共施設、公園、学校、歩道等の様々な施設における対策を実施してきているが、想定以上の降雨に対して市街地全体の治水安全度を高めるためには、各主体が連携して可能な限り雨水浸透・貯留機能を高めていくよう努力する必要がある。

一方で、各施設の本来機能との両立に関する個別の課題や、流域対策の必要性への理解不足等により、施設管理者の協力を得るために、丁寧な説明、協議が必要となり多大な労力と時間を要することから、浸水被害等の軽減等に向け着実に流域対策を進めていく必要がある。

5) 減災対策

近年、計画地域で大きな洪水浸水被害が生じておらず、被災経験者の減少、高齢化による防災意識の低下が懸念される。

また、想定最大規模降雨のハザードマップ等の防災情報の提供が進んでいるが、雨水（内水）浸水想定等、さらなる情報の充実が望まれるとともに、実際の避難行動に繋げるには、防災情報の広い周知等、情報の提供方法のさらなる改善が求められる状況にある。

人的被害や県民生活、社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減するため、河川・下水道対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市町や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。

2. 総合治水の基本的な目標に関する事項

2.1 基本目標

計画地域全体の防災力の向上を目指し、水害から命と暮らしを守ることを目標として、下記の対策を組み合わせた総合治水を推進する。

「河川下水道対策」

県及び神戸市は、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

神戸市は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

「雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策」

県、神戸市及び県民は、森林、公園、校庭、庁舎、住宅などにおいて雨水を貯留または浸透させる取り組みを推進し、地先の浸水被害を軽減することを目標とする。

実施にあたっては、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが連携の下、実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る。

「浸水した場合の被害を軽減する減災対策」

県、神戸市及び県民は、情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加等の取り組みを推進し、人命はもとより社会経済活動への深刻な被害を回避・軽減することを目標とする。

2.2 計画期間

計画の対象期間は、概ね 10 年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐に渡る取り組みを継続するものであることから、概ね 10 年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

また、本計画は、取り組みの進捗や災害の発生、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3.1 全般

(1) 主体毎の取り組み方針

県は神戸市と連携しながら、河川下水道対策を行うことはもちろんではあるが、流域対策、減災対策についても、これまでの総合治水に係る取り組み実績等を踏まえ、県民と連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

県民は、自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力する。

(2) 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取り組みについて、県、神戸市及び県民が連携、協力し、取り組みを推進する。

現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められている。総合治水の推進においては、SDGs の掲げる目標（13：気候変動に具体的な対策を）等の目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、人口減少や高齢化を踏まえて、防災力の更なる向上に向けた、防災学習による防災の担い手の育成や施設管理操作の遠隔化・自動化、センサーネットワークを用いた浸水センサによる水害リスクの情報共有などの実用化される「防災デジタル技術（DX）」の積極的活用に努める。

3.2 河川下水道対策

(1) 河川対策

県及び神戸市は現在、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、河川の整備及び維持を行う。

その際、上下流における河川整備等のバランスに配慮するとともに、各河川管理者との密な進度調整、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な河川対策の実施に努める。

県及び神戸市は河川対策が着実に進捗するように適切な予算措置を講じるとともに、工事の実施においては、工事前、工事中を含め、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努める。

(2) 下水道対策

神戸市では、将来の気候変動を考慮した整備基準や整備優先度など今後の下水道事業における浸水対策の方向性を定めた「雨水浸水対策基本方針」を令和4年6月に策定した。基本方針では、下記の内容をとりまとめている。

- ①近年の降雨状況や将来の気候変動等を踏まえたハード整備基準（降雨強度、流出係数）
- ②浸水シミュレーション結果による浸水危険度（想定浸水面積、深さ）と都市機能集積度（浸水想定被害額、重要施設数、人口等）を用いた地区ごとの浸水リスクの評価、及び段階的（短期・中期・長期）な対策方針（浸水解消目標）
- ③整備基準を超える超過降雨に対する多様な事業主体（河川・道路・公園等）による雨水流出抑制対策及びソフト対策

今後は、基本方針に基づき、浸水対策を推進していく。

3.3 流域対策

流域対策は、様々な土地・施設の所有者、管理者が対策を実施・保全することで雨水の流出抑制となり、対策の規模や効果は小さくても、これらを積み上げていくことで浸水被害の軽減につながる。

県、神戸市及び県民は、流域内の公共施設、公園、学校、歩道等において雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設機能を適正に維持管理する。

併せて、総合治水条例に掲げる調整池の設置及び保全、森林の整備及び保全等の対策を進める。

県及び神戸市は、流域全体での取り組み意識の醸成を図り、より多くの貯留量確保につなげ、それを担う人材の育成に努める。

3.4 減災対策

河川下水道対策と流域対策は、時間と費用を要する上、できる限りの対策を実施しても、対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し、「減災」の考え方のもと、日頃から十分に備えをしておくことが重要である。

そのため、県、神戸市及び県民は、近年、気候変動に起因して集中豪雨が多発する傾向であることも踏まえ、平常時から水害リスクを十分に把握し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備したうえで、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組む。

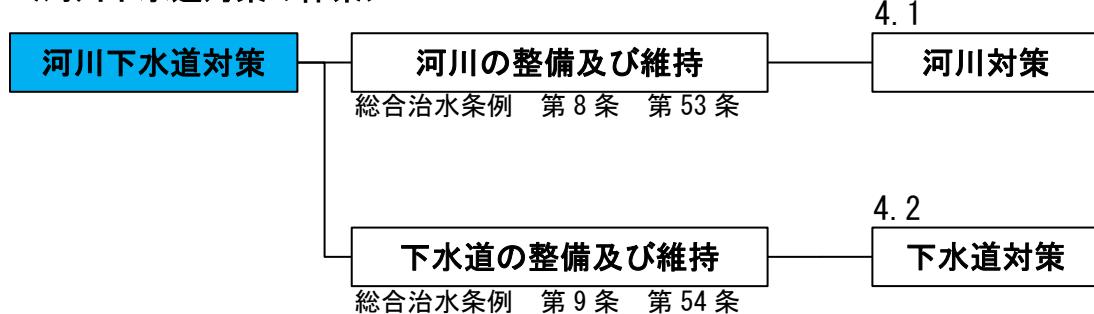
減災対策は、地域特性に応じた様々な取り組みが実施されていることから、それらの情報を相互に共有し、今後の取り組みの拡大・発展につながるよう努める。

また、あらゆる世代に対して、防災に関する教育、訓練の継続的な実施に努めるとともに、内水浸水想定等の情報発信として、防災のリアルタイム情報の充実や情報発信方法の多様化に努める。

4. 河川下水道対策

河川下水道対策は、河川の管理と下水道（雨水）対策等を実施する県及び神戸市が効果的に連携しながら、河川下水道対策を進めるとともに、それらの施設の適切な維持管理に努める。

＜河川下水道対策の体系＞



4.1 河川対策

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 47～50 に記載

県及び神戸市は、それぞれが管理する河川について、河川整備計画等に位置づけられた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、表 4.1.1 今後 10 年間の河川対策の実施箇所に掲げる整備を実施する。

洪水調節機能として効果を見込むダム等の施設については、老朽化した施設が急増することを踏まえ、計画的・効率的な老朽化対策を推進する。

また、洪水時に河川管理施設が十分に機能できるよう、河川の特性や整備段階を考慮し、現状の施設が機能低下しないよう、適切な維持管理を行う。なお、河川の整備、維持にあたっては、河川環境等に特に留意する。

神戸市が管理する準用河川や普通河川等については、神戸市が総合治水を推進する県と連携して整備及び維持管理を行う。

さらに、急激に上昇する水位に対する啓発のために、河川利用者に増水に対する注意喚起を促すため、回転灯や電光掲示板等の増水警報情報を発信するための施設整備を行う。

【実施内容】

- 新湊川水系においては、目標流量を安全に流下させる計画に基づき、築堤（高潮対策）・老朽化対策を推進する。
- 天上川水系においては、河川整備計画を策定中であり、策定後は計画に基づく対策を進める。
- 洪水調節機能を保持する石井ダム・天王ダム（新湊川水系）については、計画的・効率的な老朽化対策を推進することを目標として、ダム管理用制御処理設備等更新・老朽化対策を実施する。
- 妙法寺川水系においては、目標流量を安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修を行う。
- 河川利用者に増水に関する注意喚起のための情報施設の整備を行う。



増水警報施設の整備
(回転灯・電光掲示板・音声案内による河川利用者への注意喚起)

図 4.1.1 増水に関する注意喚起のための情報施設の整備

表 4.1.1 今後 10 年間の河川対策の実施箇所

NO	箇所	実施主体	事業量		事業概要
			全体	うち計画期間内	
①	新湊川	県	L=560m	—	駒栄橋上流～南所橋上流 高潮対策、老朽化対策
②	天王ダム 石井ダム		—	—	ダム管理用制御処理設備等更新 老朽化対策
③	妙法寺川	神戸市	L=138m	L=138m	[板宿工区] 宝田養老橋～明神橋下流 河床掘削
④			L=146m	L=146m	[中流域工区] 下与市橋下流～上与市橋上流 河道掘削、橋梁架替 他
⑤	準用河川 普通河川	神戸市	L=252m	L=252m	[車工区] 下八王子橋下流～二級河川上流端 河床掘削 他
			—	—	用地買収・測試・工事等

※凡例 —：数値目標なし

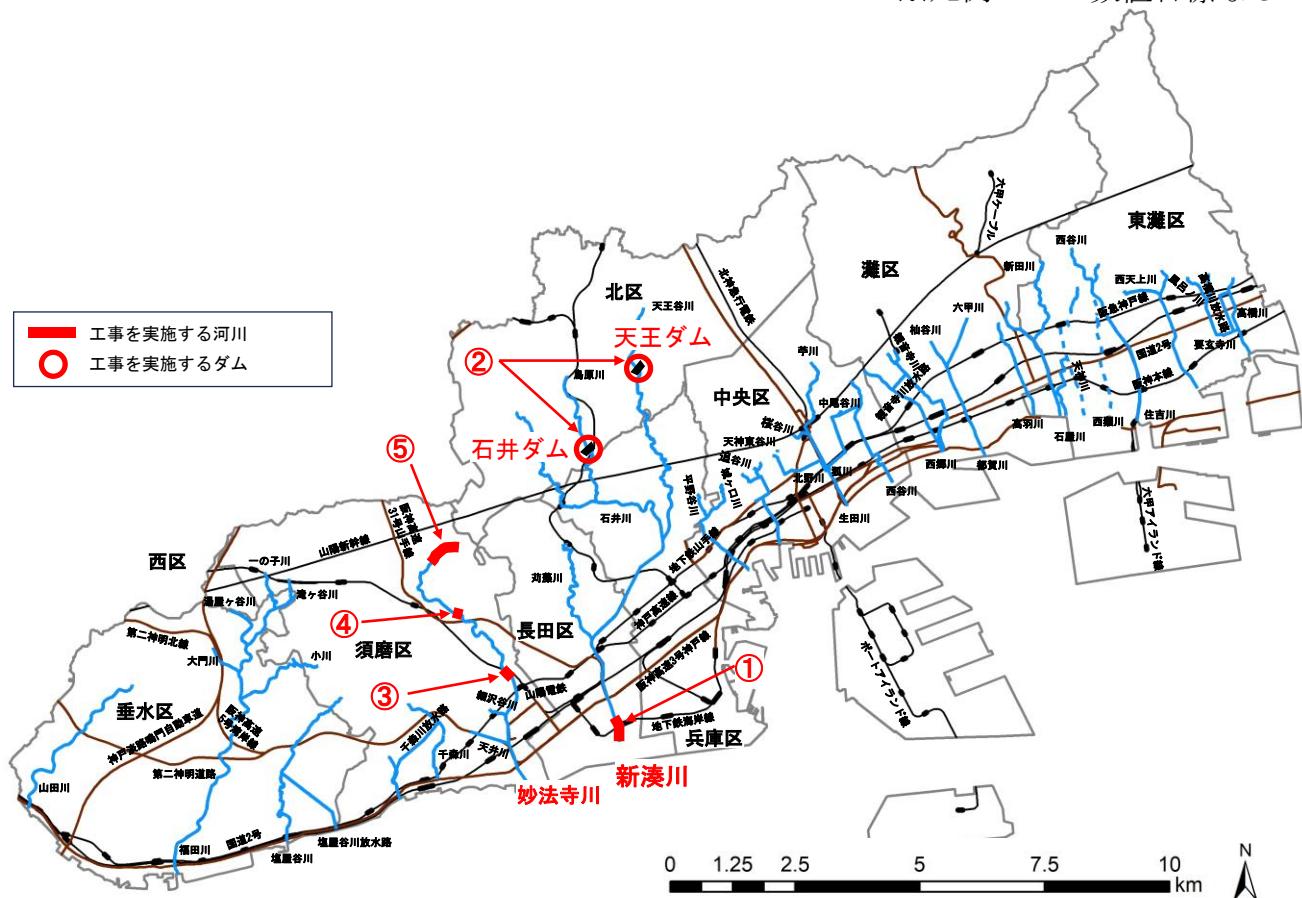


図 4.1.2 今後 10 年間の河道対策位置

4.2 下水道対策

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 51~52 に記載

「雨水浸水対策基本方針」では、浸水シミュレーションを用いて算出した浸水危険度と浸水時の想定被害額やブロック内の重要施設の有無等から算出した都市機能集積度を用いて、優先して整備する地区を選定している。

選定した地区に対し、短期・中期・長期の目標を定めて段階的に整備を進め、将来の気候変動に向けた市内の浸水被害の解消を図る。

今後は基本方針に基づき、最も優先度の高い優先度地区 I からハード対策・ソフト対策による整備を進めていく。

また、過年度から継続して事業を進めている魚崎南地区では、老朽化が進行している魚崎ポンプ場について引き続き改築更新事業を進める。

今後 10 年間における主な下水道対策実施箇所を表 4.2.1 に示す。

表 4.2.1 今後 10 年間における下水対策実施箇所（神戸市）

NO	箇所	実施主体	事業量		事業概要
			全体	うち計画期間内	
①	浜添地区	神戸市	逆流防止施設等 3 箇所	逆流防止施設等 3 箇所	逆流防止施設等の整備
②	神戸駅周辺地区 (東川崎)		排水区域 約 22.3ha	排水区域 約 22.3ha	新東川崎ポンプ場及び雨水幹線整備
③	神戸駅周辺地区 (宇治川)		—	—	雨水幹線圧力化 流域切替
④	魚崎南地区		1 箇所	1 箇所	魚崎ポンプ場改築（第 2 期）

※③の具体的な事業量については検討業務実施中（R7.1 末現在）

※凡例 —：数値目標なし

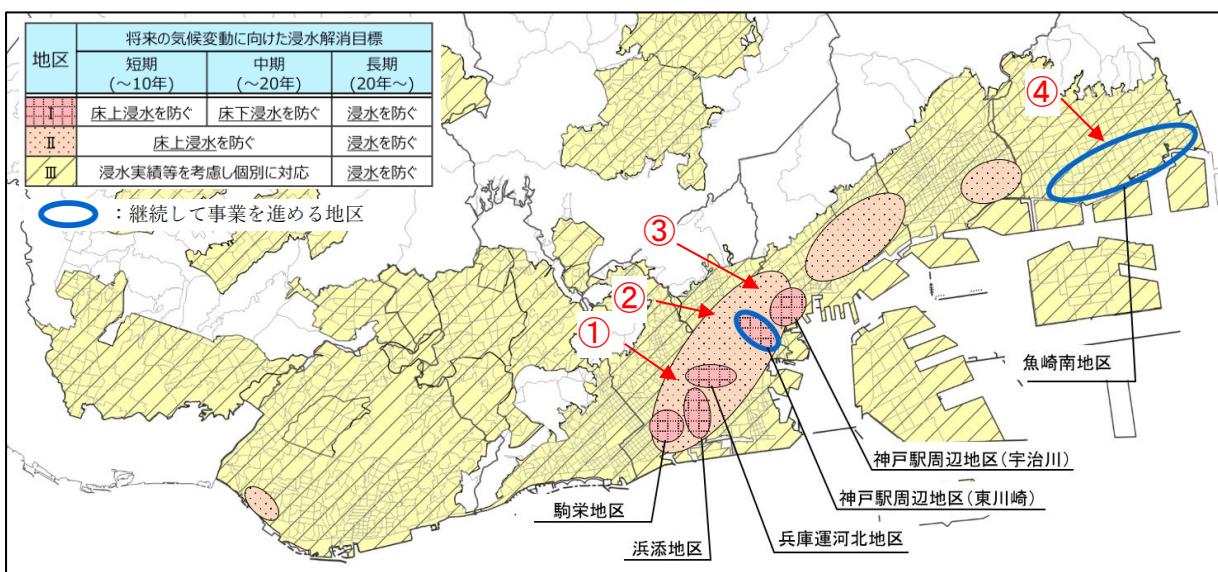


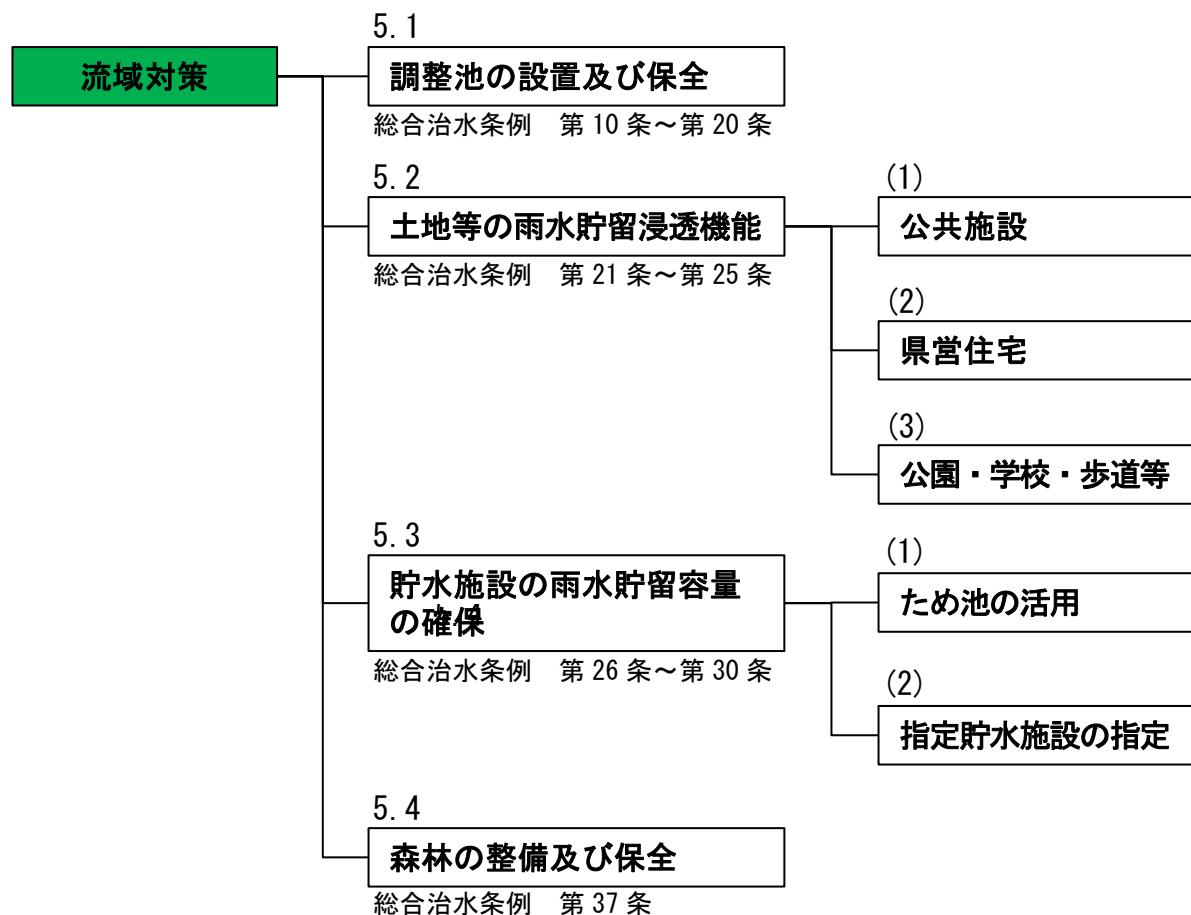
図 4.2.1 雨水整備重点地区位置図

5. 流域対策

流域対策は、十分に神戸（表六甲）地域の特性を踏まえた対策を行うことが重要であり、公共施設、県営住宅、学校、公園、歩道等における雨水貯留浸透機能の確保を推進し、地先での浸水被害の軽減や河川や下水道などへの雨水流出の抑制に努める。

また、貯留浸透施設による取り組み効果の見える化などを積極的に行い、施設管理者等の理解・協力が得られるように努める。

＜流域対策の体系＞



5.1 調整池の設置及び保全

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 53～54 に記載

県では、総合治水条例施行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降、開発による土地の改変面積が 1ha 以上であり、かつ流出量が増加する場合の開発行為を行う開発者等に対し、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説（兵庫県）」に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務付けており、今後も継続して実施する。

神戸市は、開発区域面積が 0.3ha 以上かつ雨水の流出増をもたらす造成面積 0.3ha 以上の場合は、洪水調整池の設置を「洪水調整池設置指導要領」による指導を今後も継続して実施する。



図 5.1.1 調整池

また、県は、重要調整池以外の調整池であっても雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

表 5.1.1 調整池の設置及び保全に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	<ul style="list-style-type: none">・1ha 以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け・雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。
神戸市	<ul style="list-style-type: none">・0.3ha 以上～1.0ha 未満の開発に対する洪水調整池の設置指導

5.2 土地等の雨水貯留浸透機能

⇒ これまでの取り組みは資料編 P.55～61 に記載

流域においては、既に様々な流域対策の取り組みが行われており、引き続き学校、公園等を活用し、雨水貯留浸透を行う流域対策を推進することにより、地先での浸水被害や河川・下水道への雨水の流出量抑制に取り組むとともに、その機能維持を図るべく適正に管理する。

県及び神戸市は、それらの普及啓発、実施にあたっての技術的な助言・指導を行うとともに、必要に応じて補助の検討を行う。

(1) 公共施設

県及び神戸市は、自らが管理する施設の改築・修繕の際には、それぞれの持つ機能を損なわない範囲において、浸透・貯留機能に配慮した施設の整備・維持管理に努める。

なお、雨水浸透・貯留施設整備の取り組みが地域全体に広がるよう、管理する公共施設において率先して実施していく。



図 5.2.1 公共施設における
雨水貯留事例イメージ

表 5.2.1 公共施設での雨水浸透・貯留に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	・自らが管理する公共施設の敷地等を改築・修繕する場合には、浸透・貯留に配慮した施設の整備に努める。(県本庁舎において建て替え時に浸透・貯留に配慮した施設の整備に努める。)
神戸市	・自らが管理する公共施設の敷地等を改築・修繕する場合には、浸透・貯留に配慮した施設の整備に努める。

(2) 県営住宅

県は、県営住宅の建て替えに際して、浸透・貯留に配慮した施設の整備に努める。



図 5.2.2 県営住宅における貯留事例イメージ

表 5.2.2 県営住宅での雨水浸透・貯留に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	・自らが管理する県営住宅の建て替え（白川台住宅、明石舞子北第1住宅、新多聞住宅、青木住宅、東垂水鉄筋）に際して、駐車場貯留の整備に努める

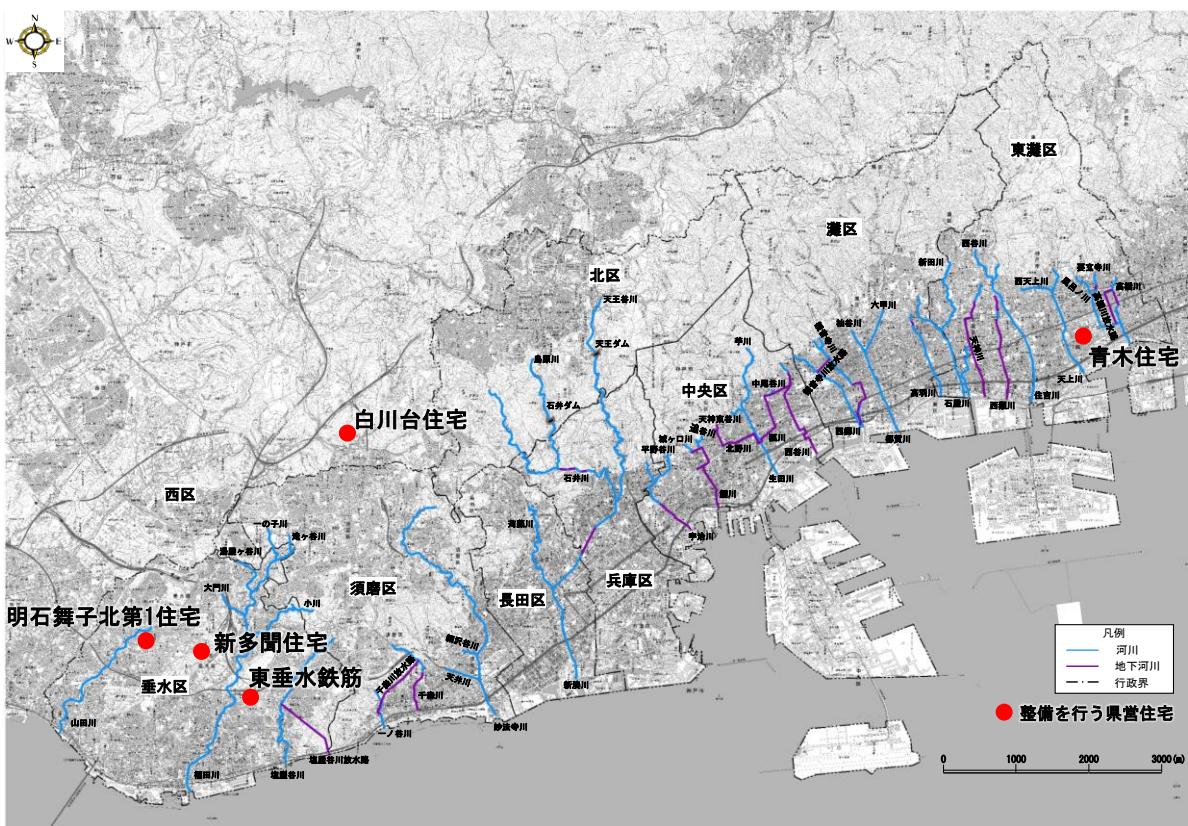


図 5.2.3 インフラ整備プログラムに位置づけられた県営住宅位置図

(3) 公園・学校・歩道等

学校や公園は植栽や地表面の面積が広く、雨水を浸透し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和する機能を有しており、こうした機能を維持し向上に取り組む。

そのため、県及び神戸市は、公園、学校、歩道等を改築・修繕する場合には、浸透・貯留機能に配慮した施設の整備に努める。

また、当該浸透・貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により、将来に渡り適切な維持管理に努める。

なお、公園や小中学校は、災害時の避難場所としての機能を最優先とするため、グラウンド表面の貯留は行わず、関係者の理解と協力を得て浸透対策等を推進する。

また、県は雨水浸透・貯留機能もしくは雨水貯留容量を備え、または維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で「指定雨水貯留浸透施設」、「指定貯水施設」として指定し、施設の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。



図 5.2.4 グラウンドにおける流出抑制事例イメージ

さらに、貯留施設の更なる整備に向け、整備済施設において取り組み効果の見える化等を行い、施設管理者の理解・協力が得られるよう、粘り強く取り組む。

表 5.2.3 公園、学校、歩道等での雨水浸透・貯留に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透・貯留機能もしくは雨水貯留容量を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水浸透・貯留施設、指定貯水施設として指定 県立学校において浸透・貯留施設の整備を検討 施設管理者の理解・協力が得られるよう、整備済施設において取り組み効果の見える化等について粘り強く実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 歩道、公園等の雨水浸透機能の確保、向上
施設所有者・施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の雨水浸透・貯留機能の維持

5.3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 62 に記載

(1) 農業用ため池の事前放流

農業用ため池は大雨時に流域からの流出量が一時的に抑制されることから、一時的な雨水の貯留効果が期待できる。

県および神戸市では、この効果を拡大するため、ため池管理者に農業に支障の無い範囲で台風や大雨が予測される時期の水位低下を啓発している。

当該地域ではため池改修計画は無いが、今後、改修の必要性が生じたため池については、ため池管理者の協力を得た上で、改修時に期間放流施設を併せて整備をする。

表 5.3.1 ため池の活用に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	・大雨が予想される時期の前にため池の水位を下げてもらえるよう、ため池管理者への協力依頼
施設所有者・施設管理者	・管理者に同意が得られたため池の水位を事前に下げておく等により、施設の雨水貯留機能を高めるよう努める。

(2) 指定貯水施設の指定

県は、雨水貯留容量を確保することが計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあっては、所有者等の同意を得た上で、条例第 27 条の指定貯水施設に指定する。指定貯水施設の所有者等は所要の雨水貯水容量を確保する。

5.4 森林の整備及び保全

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 63～67 に記載

神戸（表六甲河川）地域内に存在する六甲山地は、急峻な地形に加え表層は崩壊しやすい地質（風化花崗岩）のため、大雨により山腹崩壊が発生すると流木や土砂が流出し、川や水路を埋塞させ、溢水・氾濫を引き起こす可能性を有している（昭和42年7月災害では、流木による暗渠入口の閉塞が生じた）。

昭和13年の阪神大水害では、神戸を中心とした豪雨により、六甲山地のいたる所で山崩れが発生し、土石流となって市街地は甚大な被害を受けた。この災害を契機として同年に六甲砂防事務所が発足し、国による砂防事業に着手しており、現在でも国・県・神戸市が連携して計画的に土砂・流木の流出抑制対策に取り組んでいる。



図 5.4.1 森林整備の事例イメージ

また、六甲山地を一連の樹林帯（グリーンベルト）として保全・育成し、安全で自然豊かな都市空間を創出する「六甲山系グリーンベルト整備事業」に国及び県において取り組んでおり、「土砂災害の防止」、「無秩序な市街地の拡大防止」、「安全に自然と親しめる場の提供」等を目的として、樹林整備等の森林保全に努める。

一方で、林業における採算性の悪化や森林所有者の高齢化の進行により、森林管理が困難になっていることから、森林の持つ水源涵養機能等の機能の維持が難しくなっている。

そのため、県においては、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第3期対策（令和4年度～令和13年度）」を推進する。

また、近年記録的豪雨が頻発していることから森林のもつ防災機能を高めるため、平成18年度から導入された県民緑税を活用し、「災害に強い森づくり：第4期対策（令和3年度～令和7年度）」に取り組み、①緊急防災林整備（斜面対策）（渓流対策）②里山防災林整備、③針葉樹林と広葉樹林の混交整備、④野生動物共生林整備、⑤住民参画型森林整備、⑥都市山防災林整備を推進する。



図 5.4.2 「災害に強い森づくり」整備イメージ

神戸市では、神戸の貴重な財産である六甲山を、美しく健全な状態で次世代にも引き継いでいくため、平成24年4月に策定した「六甲山森林整備戦略」をもとに、市民・企業・行政などの多様な主体と協働により、次の100年を見据えた森づくりを進めており、表面侵食防止や水源かん養機能の高い森林を目指す。

神戸（表六甲河川）地域での森林の保全等に関する取り組み一覧を表5.4.1に示す。

表5.4.1 森林の整備及び保全に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
所有者 又は 使用収益者	・森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。
国・県	・「新ひょうごの森づくり」「災害に強い森づくり」に基づき、公益的機能の高度発揮を図り、防災機能の維持・強化に努める。 ・「六甲山グリーンベルト整備事業」による樹林整備等の森林保全の推進
神戸市	・災害防止等を目的とした表面侵食防止や水源涵養機能の高い森林を目指す。

〔参考〕流木・土砂流出防止対策

谷あい部付近では、大雨によって発生する山腹崩壊に伴って流木や土砂が下流部に流出する。これらは、直接、人家や農地等に流れ込み、深刻な被害をもたらすだけではなく、河川や水路を埋塞させ、または橋に引っかかる等して、河川や水路からの溢水・氾濫を招く危険性を有している。

平成21年8月台風9号や平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨時には、県下で流木・土砂流出により甚大な被害が発生した。一方、治山ダムや砂防えん堤を設置していた谷筋では、流木や土砂が当該施設に捕捉され、下流の被害軽減に効果があることがあらためて確認された。

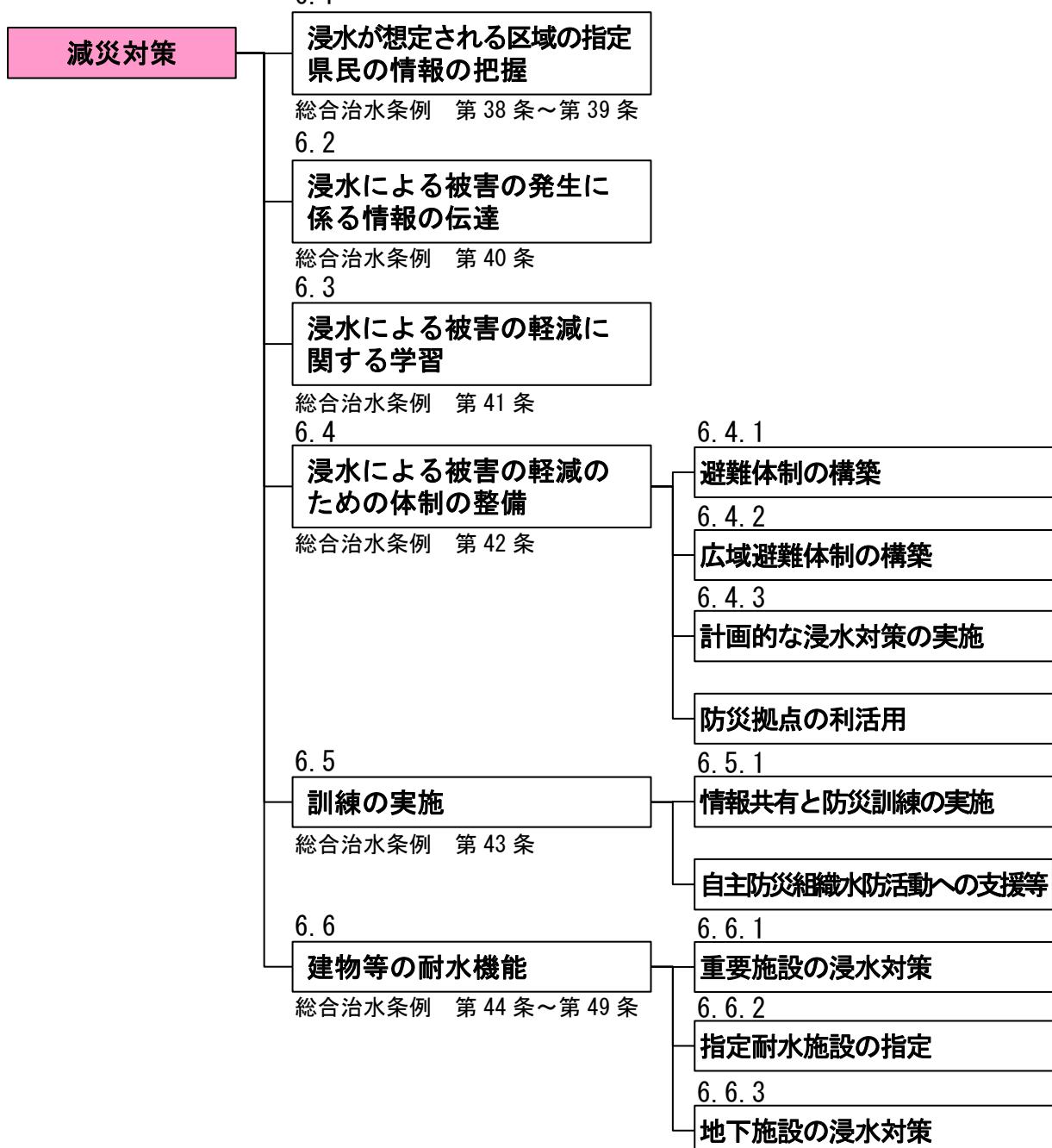
県では、これらのこととを教訓として、平成21年度から山地防災・土砂災害対策計画を定め、谷筋ごとに治山ダムや砂防えん堤を重点的に整備する等の取り組みを進めており、今後も、引き続き、総合治水対策と併行して、これら流木・土砂流出防止対策に取り組んでいく。

6. 減災対策

河川下水道対策には限界があり、計画規模を上回る洪水があった場合には甚大な被害の発生が想定される。そのため、日頃から十分な備えを実施し、水害が発生した場合においても被害を可能な限り小さくするために減災対策の取り組みに努める。

また、防災デジタル技術（DX）も活用したあらゆる世代や対象に対し防災意識を啓発する取り組みも広がってきており、従来の避難啓発活動や防災情報の発信に加え、防災デジタル技術（DX）などを活用したあらたな取組みも併せて防災啓発活動を進める。

＜減災対策の体系＞



⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 68~70 に記載

6.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

県は、水防法の規定に基づき、計画規模降雨および想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を令和3年度までに作成済であり、県民への周知に努めるとともに、今後は技術基準の改定や河川改修の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

神戸市は、河川（二級河川・準用河川）および内水による浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域・警戒区域に加え、避難所等や情報伝達経路を示したハザードマップをインターネット上に公表済みであるとともに、「くらしの防災ガイド」として各戸配布を行っている。

今後も継続して、神戸市は、ハザードマップの記載情報の更新、分かりやすい記載方法への改良に努める。

県および神戸市はホームページ、SNS、広報誌、イベント、出前講座等の多様な方法の活用方法について検討し、ハザードマップをはじめとする防災情報を広く発信し、的確な避難行動の実現に繋げ、より県民理解を高める他の方法を検討する。

また、県民は、これらの防災情報を収集し水害への認識の向上に努める。また、県及び神戸市による防災情報の周知に協力する。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）



図 6.1.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握 整備イメージ

表 6.1.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県民	・県及び神戸市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努め、その周知に協力する。
県	・水害リスクの把握に向けた啓発等 ・CGハザードマップの継続公開 ・ハザードマップをはじめとする防災情報を広く県民に発信
神戸市	・継続的な分かりやすいハザードマップへの改良、配布 ・ハザードマップをはじめとする防災情報を広く県民に発信

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 71~82 に記載

6.2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県及び神戸市は、県民の避難判断を支援する防災情報について今後も改善を進めるとともに、迅速かつ確実に提供できるよう防災情報の提供体制の充実に努める。

また、今後も水位や雨量などの各種防災情報を継続発信する。

神戸市は、避難準備、避難指示、災害発生情報等の避難情報を適切なタイミングで発令する。

県民は、浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら安全を確保するよう努める。



図 6.2.1 浸水による被害の発生に係る情報の伝達の事例イメージ

表 6.2.1 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び神戸市が提供する観測情報及び避難情報等の把握 ・他の地域住民への把握した情報の提供 ・自ら及びそれぞれの安全を確保するよう自己決定力の向上
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報等の県民への提供及び更新、拡充 ・氾濫予測の実施及び関係機関への提供による的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援(フェニックス防災システム)、システムの精度向上 ・地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信及び情報提供体制の充実 ・神戸市とのホットラインや水害対応タイムラインの活用・見直し
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報等の県民への提供及び更新、拡充 ・ひょうご防災ネットによる防災情報・避難情報発信の普及 ・同報無線、移動無線の充実

6.3 浸水による被害の軽減に関する学習

県及び神戸市は、行政、県民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災リーダーの育成、出前講座、防災研修等により、水害リスクの把握（専門的知識の認識）、総合治水の広報・周知、県民の防災意識向上に資するための浸水による、被害の軽減に関する学習の機会の拡大に努める。

また、神戸市は、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを県民自らの手で地図に記載する「防災マップ（手作りハザードマップ）」の作成を NPO 団体等と協働で推進し、水害リスクの認識の向上に努める。



図 6.3.1 手作りハザードマップの導入支援イメージ

さらに、地球温暖化等の気候変動の影響により、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、減災対策を積極的に行なうことが被害の最小化に大きく寄与することから、県は減災意識向上のための動画作成、SNS 等を活用した情報発信を行い、多様な媒体を通じた減災意識啓発に努める。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

表 6.3.1 浸水による被害の軽減に関する学習に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な防災に対する学習の実施（自助） ・「手作りハザードマップ」の作成及び他地域への拡充推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の防災意識の向上を目的とした「ひょうご防災リーダー講座」や「出前講座」等の継続的な実施 ・減災意識向上のための動画作成や SNS 等を活用した情報発信など、多様な媒体を通じた減災意識啓発
県・神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等のより一層の利活用を図り、県民が被害にあわないために必要な知識の啓発
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・「手作りハザードマップ」等の更なる導入の推進 ・県民の防災意識の向上を目的とした「市民防災リーダー研修」や「出前トーク」等の継続的な実施

～Topics～ 防災デジタル技術（DX）の現状

近年のAI（人工知能の略）やIoT（インターネットオブシングス、モノのインターネットを意味する）を始めとするデジタル技術は急速に進展しており、全国では、防災や減災等に関する取り組みについても、数多く実施されている。これらの技術を神戸（表六甲河川）地域においても、様々な取り組みに活用し、被害検討や迅速な情報提供等に努めることが期待される。

【防災DX活用の取組事例①：小型、長寿命・低成本な浸水センサの整備】

国土交通省においては、浸水発生時において迅速な判断および情報発信に役立つ技術としてワンコイン浸水センサの実証実験を全国で実施しており、兵庫県内においても、加古川市など12の市町において実施している。

ワンコイン浸水センサをエリアに多数設置することで、浸水発生時にリアルタイムでの浸水の発生やその範囲を把握することが可能となり、迅速な防災情報発信や避難情報の提供が期待される。



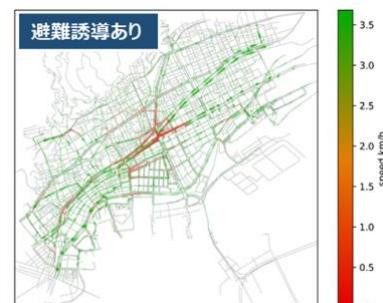
【防災DX活用の取組事例②：仮想空間を用いた防災情報に関する3次元シミュレーション】

神戸市では、デジタルツイン（仮想空間内に双子のように現実を再現）を用いたシミュレーションによる避難誘導計画検討の社会実装に向けた取り組みを実施しており、より精度の高い検討結果の活用を行っている。

大規模災害における人々の安全を守る避難誘導のシミュレーションを行うことで、帰宅困難者対策等の大規模災害に備えた防災対応力強化が期待される。

また、2024年4月から神戸市では行き場のない帰宅困難者をWeb上で案内する帰宅困難者支援システムの運用を開始しており、群衆なだれの発生や被災者の救助・救急活動が

デジタルツインを用いた避難誘導（人流）シミュレーション



出典) スマートこうべ HP

【防災DX活用の取組事例③：マイタイムラインとデジタル技術の融合による避難行動支援】

近年、新潟県長岡市においては、共助体制の強化として、避難行動要支援者等のマイタイムラインをデジタルで作成・管理し、自治体と地域コミュニティとの連携による安全かつ円滑な避難を支援する等のシステムが運用されている。

地球温暖化による自然災害の増加や被害の甚大化が進行する現在において、避難行動要支援者等の逃げ遅れを防ぐための対策として、共助体制の強化を実現し、災害に強く誰もが安心して暮らせる地域づくりが期待される。

6.4 浸水による被害の軽減のための体制の整備

6.4.1 避難体制の構築

神戸市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要配慮者が円滑に避難できるよう、地区内で県民同士が助けあう取り組みの推進に努め、要配慮者利用施設へ避難確保計画作成を促し、避難訓練の実施に向けた支援を実施する。

6.4.2 広域避難体制の構築

大規模水害時には、神戸市だけでの災害対応は困難であり、国、県、他市町等に応援要請を行うことが必要となる。当該市内の避難場所だけで避難者を収容できない場合も考えられる。

そのため、神戸市は、水害リスク情報を踏まえた避難場所及び避難経路を検討し、隣接市間で避難情報を共有するとともに、隣接市町等における避難所の設定や災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう連携体制の構築に努める。

また、発災時の県民の円滑な避難や災害時要配慮者の緊急受け入れのため、市内民間事業者、民間社会福祉施設等と災害時一時利用に関する協定を締結する等により災害に備える。

県は、県民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努めるとともに、広域避難に関する先行事例の周知など技術的な支援を実施する。

6.4.3 計画的な浸水対策の実施

神戸市は、北部に位置する丘陵から一気に南部の市街地である低平地に水が流れ込むという地形的な条件から、一度豪雨が発生した場合には、浸水が発生しやすい場所にあたる。

また、近年の気候変動の影響も踏まえ、下水道による浸水対策を計画的に進める「雨水管理総合計画」を策定し、浸水対策防止に努める。

6.4.4 防災拠点の利活用

県及び神戸市は、地震や洪水などの大規模な災害時に円滑な水防活動や緊急復旧活動を行う拠点となる河川防災ステーションの利活用を推進するとともに、平常時の活用も含めた利用方法の検討に努める。

また、災害時の避難者の収容や災害対策活動の拠点、救援物資の集配場所となる機能を有する防災拠点を地域特性や機能に応じて適正に配置するとともに災害時の利活用にも配慮した整備に努める。

また、県民の生活圏域を考慮して、地域防災拠点づくりを進めるとともに、市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図る。

表 6.4.1 浸水による被害の軽減のための体制の整備に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県	<ul style="list-style-type: none"> ・既設河川防災ステーションの維持管理、平常時の利活用の検討 ・要配慮者利用施設に関する神戸市の取り組みを支援 ・先行事例の周知など技術的な支援
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な災害時要配慮者の速やかな避難の支援、避難確保計画の作成支援 ・より多くの民間事業者等との災害時一時利用に関する協定の締結 ・他市町との避難情報の共有および避難所の相互活用に向けた協定の締結 ・下水道による浸水対策を計画的に進める「雨水管理総合計画」の策定

6.5 訓練の実施

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 89 に記載

6.5.1 情報共有と防災訓練の実施

県・神戸市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を県は毎年増水期前に実施するなど、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。今後も継続して実施し連携強化に努める。



兵庫県・消防署・警察署
と合同による水防訓練（令和5年度）

図 6.5.1 水防連絡会の開催状況イメージ

また、県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上を図ることを目的に実践的な演習を行い、神戸市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

さらに、防災福祉コミュニティを中心に、子供から高齢者までの幅広い世代の県民が参加する防災訓練を開催し、発災時の円滑な避難・救援・警戒活動に備える。また、そのためには学校との連携が不可欠である。



防災福祉コミュニティ防災活動
(水害のVR体験) (令和4年度)

図 6.5.2 防災福祉コミュニティ防災活動イメージ

6.5.2 自主防災組織水防活動への支援等

また、神戸（表六甲河川）地域における自主防災組織の結成推進や水防活動への支援に努める。

表 6.5.1 訓練の実施に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県民	<ul style="list-style-type: none">・訓練等に参加人数増加を目的としたが少なく、限られているため、参加への広報・防災福祉コミュニティ内の県民の連携強化、より充実した訓練等の実施
県	<ul style="list-style-type: none">・出水期前に県及び神戸市、防災関係機関で構成する「水防連絡会」の実施による水防に関する相互情報共有、連携強化・出水期前の水防伝達演習の実施・水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間の実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none">・防災福祉コミュニティ訓練、区防災訓練等の実施（県民、学校、行政、他機関の協働訓練）・地域防災訓練時の防災物資の提供や水防活動等の積極的な支援

6.6 建物等の耐水機能

⇒ これまでの取り組みは資料編 P. 90~92 に記載

6.6.1 重要施設の浸水対策

県及び神戸市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、浸水が見込まれる場合には、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備等の高所配置、地下室を浸水が生じない構造にするなど、耐水機能を備えることに努める。



図 6.6.1 重要施設の耐水化事例イメージ

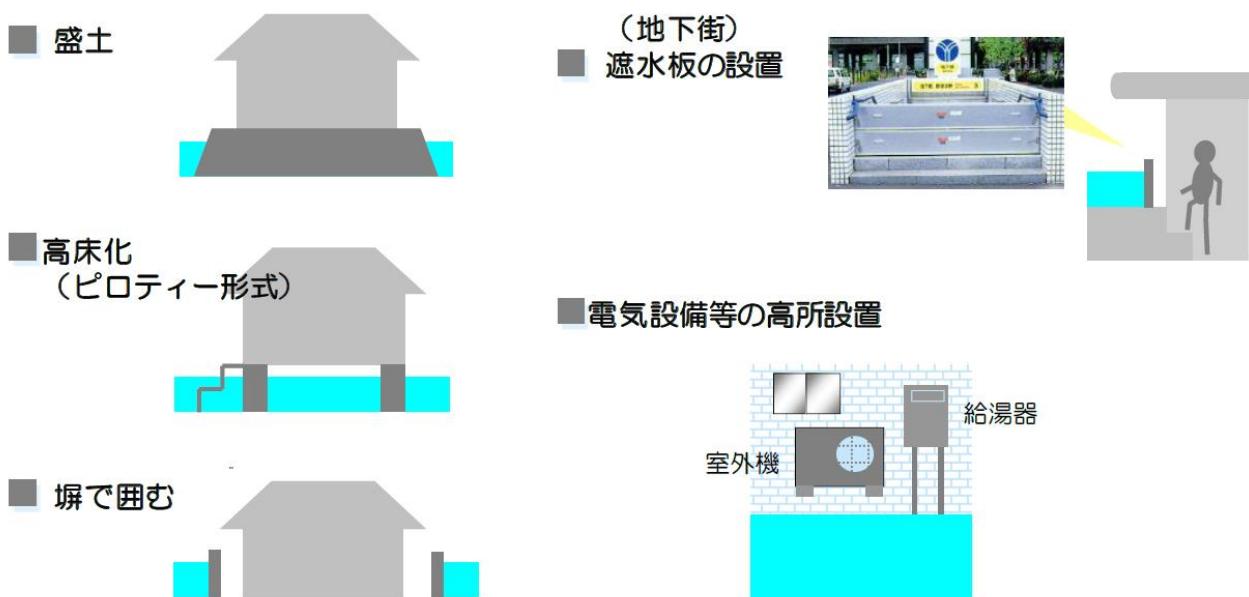


図 6.6.2 建物等の耐水機能化のイメージ

6.6.2 指定耐水施設の指定

県は、防災拠点としての用途を有する建物など耐水機能を有することが特に必要と認める建物等について、所有者の同意を得た上で指定耐水施設として指定し、施設の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

6.6.3 地下施設の浸水対策

計画地域内には、地下施設が多く存在しており、「デュオこうべ」や「さんちか」、神戸市営地下鉄等の施設においては、施設管理者により「避難確保・浸水防止計画」が作成されており、止水板や土嚢の設置といった浸水防止策や利用者や従業員等の避難誘導計画が定められている。

県及び神戸市は、地下街や地下鉄駅構内の迅速かつ安全な避難に期するため、情報提供に努めるとともに、地下施設管理者の取り組みを積極的に支援する。

地下施設管理者は、定期的な訓練を実施するなど、避難確保・浸水防止計画の強化に努めるとともに、地下空間からの避難に関する啓発活動に努める。

表 6.6.1 建物等の耐水機能に関する取り組み一覧

実施主体	今後の取り組み
県・神戸市	<ul style="list-style-type: none">・重要施設の耐水機能化浸水対策について検討・地下施設管理者の取り組みの積極的な支援
地下施設 管理者	<ul style="list-style-type: none">・定期的な訓練を実施するなど、避難確保・浸水防止計画の強化・地下空間からの避難に関する啓発活動

7. 環境の保全と創造への配慮

総合治水を推進する際に、自然環境との調和を図る視点は重要である。自然環境を改変する規模や範囲が比較的大きい「河川下水道対策」、森林等における水循環や生態系に関わりのある「流域対策」の検討・実施に際しては、環境に関する施策や関連計画等との整合を図りながら、計画地域の自然環境の特性に応じて、それらの保全と創造に配慮する。

7.1 河川環境の保全

県は、「ひょうご・人と自然の川づくり」に掲げた4つの基本理念を踏まえ、「人と自然が共生する川づくり」に取り組む。

4つの基本理念

- ① 安全ですこやかな川づくり
- ② 自然の豊かさを感じる川づくり
- ③ 流域の個性や水文化を一体となった川づくり
- ④ 水辺の魅力と快適さを生かした川づくり

また、神戸（表六甲河川）地域の河川は、密集市街地を流れる都市河川であるため治水対策が大きな課題となる一方で、都市部における貴重な水面、水路空間であることから、河川環境の整備と保全にあたっては、関係機関・県民と連携して市街地景観内での河川空間の確保や動植物の生息につながる整備、県民が川とふれあい親しむことのできる水辺空間の整備に努める。

7.2 水量・水質の保全

流水の正常な機能の維持を図るために、流域内の水循環の把握、経年的な水位観測、流量観測データの蓄積に努め、渇水被害が危惧される場合には神戸市や関係機関等と調整を図り、被害の最小化に努める。

また、水質についても定期的な観測を実施し、県民との情報提供と収集に努め、流水に悪影響を及ぼす行為が発生した際には、事故原因者のもとで速やかに処理を実施するよう指導・監督する。

7.3 参画と協働による川づくり

水質の改善や河川環境の保全等については、県民一人一人が河川の現状と課題を自らの問題として認識し、流域全体で問題解決にあたる必要がある。このために、河川情報の公開や提供、共有化を進め、県民との協働や関係機関との連携のもとに河川環境の保全・改善に取り組んでいく。

また、河川の特性や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指し、県民の主体的参加の場や機会の創出に努め、県民との協働の見地から川に対する県民活動の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域に愛される川づくりを推進する。

さらに、河川愛護活動の支援制度（ひょうごアドプトなど）の導入・活用をはかり、「参画と協働」の観点から問題の解決に取り組んでいく。

7.4 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備及び保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

7.5 グリーンインフラの取り組み

自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れることで、気候変動対策、自然環境を活かした地域活性化・観光振興、交流・コミュニティ形成、健康増進、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり等の課題解決に貢献する。

8. その他総合治水を推進するにあたって必要な事項

8.1 総合治水の普及・啓発

総合治水推進の気運を高めるためには、学校関係者、公園管理者、利水者、企業、県民等の協力が必要である。特に、流域対策に係る本来の施設機能との両立に関する施設管理者の協力や、減災対策に係る防災情報の周知への県民の協力を得るには、総合治水の必要性への理解が不可欠となる。

そのため、県及び神戸市、県民は総合治水の必要性を広く周知するための普及啓発を多様な方法で推進し、総合治水に関する意識の醸成に努める。

8.2 県民・関係機関との相互の連携

県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組みなど、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動を推進するよう努める。

県は、総合治水等に関する取り組みが推進されるよう、各団体や神戸市と連携し、活動の援助に努める。

また、土地利用計画、準用河川等の整備、公共下水道の整備等については、神戸（表六甲河川）地域総合治水推進協議会の場などを活用して、関係機関との密接な連携を図る。

土地利用計画の策定に当たっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を踏まえて策定するものとする。

8.3 土砂災害、高潮、津波対策との連携

山腹崩壊に伴う土砂流出による河川埋塞、河口付近での高潮による浸水等への対応を的確に行うため、「第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）」、「兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10）」と連携した取り組みを推進する。

8.4 財源の確保

総合治水は県・神戸市・地域住民が協働して推進するものであり、流域貯留等の取り組みは、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本とし、関係機関が協力して取り組むものとする。

県及び神戸市は、自らが所有する施設について、率先して浸透・貯留等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。また、県は、流域対策施設の国庫補助の対象拡大にむけた要望など、事業実施環境を改善する取り組みを継続していく。

県及び神戸市は、神戸市や地域住民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

8.5 推進計画のフォローアップと見直し

神戸(表六甲河川)地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。

なお、計画の進捗状況、社会情勢の変化、災害発生の状況等を勘案し、計画対象期間の中間時点（概ね5年）に進捗状況の検証等、計画の総点検を行う。